

外には總以無矢目於今者是ほどの事も可難有とかや、凡彼卿人にかはりたることもありき、第一には矢色なりたとへば上手の鞠、長は高けれども位昇する事閑也云々、如然矢長ひきくして、的をすいよする様にみえて中き、不思議事也、其時我をも世人相對して申しかども、我身の事は難注之、若累葉中に爲欲嗜此道者、如形所記置也、更に不可有外見、穴賢々々、

雀小弓

〔書言字考節用集七器財〕雀小弓雀又云

〔庭訓往來〕春始御祝向貴方先祝申候畢、略中楊弓、雀小弓勝負、略中近日打續經營之、

〔庭訓往來抄〕雀小弓トハ殿上人ノ態也、ユミノホコニ尺七寸ナリ、的ヲ四寸ニシテ中ニツリ、五間口ヲイテ射也、

〔倭訓栞前編十二〕すゝめのこゆみ 雀の小弓の義、遊興の具、楊弓の如し、

〔貞丈雜記弓矢〕雀小弓と云は、生たる雀を糸にてくゝり、つり置て、小き弓矢にて射てあてたるもの、雀をとるたはむれ也、近世迄田舎には有しとぞ、

〔明月記〕建曆三年元建保二月十五日、念誦不出行、内裏此間有雀小弓云々、此事不聞事也、弦太凡卑如何、

〔後鳥羽院宸記〕建保四年四月廿五日己未、有雀弓會、隨勝負令亂舞、有其興、廿六日庚申、有雀小弓會、如昨日有亂舞、

〔看聞日記〕應永卅一年三月二日、雀小弓射、予崇光後若宮、重有朝臣、長資朝臣、慶壽丸等射、若宮箭二的中、初度之間、可有箭開之、由面々申間、則有賀酒、逸興也、

〔二水記〕大永七年六月廿六日、午後參内、有御楊弓、百手了、又有雀小弓、當御代初度也、

〔言繼卿記〕大永七年七月十日乙酉、當番之間、八過時分參候、禁裏ニ雀小弓御入候、見物仕候、御矢ヲ阿茶茶丸被取候時ニ予取候、予可仕由被仰候間、ソト仕候、十八年九月廿一日丁亥、禁裏ニ雀小